

○総務省告示第三百三十四号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和二年四月十三日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

「一〇六 略」

別表

単位指定区域	電気通信事業者
埼玉県	株式会社ジェイコム埼玉・東日本
千葉県	株式会社ジェイコム千葉
東京都	株式会社ジェイコム東京
神奈川県 の区域に静岡県熱海市泉の一部及び 裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峯寺ブ ナ坂外の一部の区域を除く区域	株式会社ケーブルテレビ富山
〔略〕	〔略〕
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社
三重県	中部テレコミュニケーション株式会社
〔略〕	〔略〕
和歌山県	株式会社オプテージ 株式会社ジェイコムウエスト
〔略〕	〔略〕

改正前

〔同上〕

別表  
「一〇六 同上」

単位指定区域	電気通信事業者
埼玉県	株式会社ジェイコムさいたま
神奈川県 の区域に静岡県熱海市泉の一部及び 裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	株式会社ジェイコムイースト
〔同上〕	〔同上〕
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社
〔同上〕	〔同上〕
和歌山県	株式会社オプテージ
〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。